

日本BS放送 人権方針

◆位置づけ

日本BS放送株式会社(以下、当社)は、「質の高い情報を提供することで、人々に感動を与え、幸せな社会づくりに貢献します」との経営理念の下、豊かで癒される教養・娯楽番組と、中立公正な報道・情報番組を発信し、『価値ある時間』を約束します。

当社は、放送法に基づく放送衛星を利用した認定基幹放送事業者として、放送法が掲げる「公共の福祉」と「健全な民主主義の発達」に寄与することを使命としています。放送は、社会に多大な影響を与える「公共の電波」を担うものであり、当社が発信するあらゆるコンテンツが社会の価値観形成に深く関わっていることを重く受け止めるとともに、すべての人の尊厳と基本的人権の尊重は、重要な使命であると認識し、人権尊重の基本的な考え方を明確にするため、『日本BS放送人権方針』を定めます。

◆適用範囲

本方針は、当社のすべての役員および従業員に適用されます。また、当社事業に関連するすべてのビジネスパートナーに対しても、「本方針」の理解と実践への協力を求めます。

◆提供コンテンツにおける人権尊重

当社は、提供するすべてのコンテンツにおいて、表現の自由を守るとともに、基本的人権を尊重し、視聴者、出演者、取材対象者を含むすべての人々のプライバシーに最大限配慮します。また、当社が提供するコンテンツを通して、社会の人権意識向上に貢献します。

◆人権尊重へのコミットメント

当社は、人権の関連法令を遵守し、「国際人権章典」「労働における基本的原則及び権利に関する国際労働機関（ILO）宣言」などの国際規範を支持・尊重します。

事業活動を行う国または地域の法令と国際規範に矛盾があると疑われる場合は、可能な限り国際規範を尊重し優先する方法を追求します。

当社は、人種・民族・国籍・宗教・思想・信条・年齢・身体的特徴・性別・性的指向・性自認および障がいの有無などによる一切の差別を行いません。

また、安全で健康的な労働環境の整備、公正な労働条件の確保、結社の自由、建設的な労使対話、児童労働・強制労働やその他の非人道的な扱いの禁止、プライバシーの保護を人権に関する重要な課題ととらえ、事業に関わるすべての人の人権尊重の取り組みを進めます。

◆人権デュー・ディリジェンスの継続的实施

当社は、事業活動による人権への影響に関して、人権デュー・ディリジェンスの仕組みを構築し、人権に対する負の影響を特定・評価し、これの防止および軽減に継続的に取り組みます。国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」に則り、運用の見直しと改善を図ります。

1. 負の影響の特定・評価

リスク管理委員会において、潜在的な人権リスクを定期的に特定・評価します。

2. 負の影響の防止・軽減

特定されたリスクに対しては、適切な防止・軽減措置を講じます。万が一、事業活動を通じて人権への負の影響を引き起こした、あるいは関与したことが明らかになった場合は、コンプライアンス委員会が主導する相談窓口等の適切な救済メカニズムを通じて、速やかな是正と再発防止に取り組みます。

3. 透明性の確保と改善

一連の対応プロセスについては、適切なフィードバックと情報の開示を行い、社会に対する透明性を確保します。

◆救済措置

負の影響が発生した時、又はその可能性が生じた時に備えて、社内外に「BS11 コンプライアンス相談窓口」を設置し、匿名性を担保した上で、被害者の救済を図ります。相談者及び事実関係の確認に協力を頂いた方に、不利益な取扱いはいたしません。

◆情報開示と教育

当社は、人権に対する負の影響への対応等について、関連するステークホルダーとの対話や協議を行っていきます。また、人権尊重の取り組みや、人権に対する負の影響への対応について、適宜適切に情報開示を行います。

また、すべての役員および従業員が人権への理解を深め、日々の行動に反映できるよう、継続的な教育・研修を実施します。

2026年4月9日制定

日本BS放送株式会社
代表取締役社長
玉井 忠幸